



2024年2月14日

各位

会社名 株式会社ジーエヌアイグループ
代表者名 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
(コード番号: 2160 東証グロース)
問合せ先 執行役 CFO 北川 智哉
(TEL. 03-6214-3600)

自社株価予約取引に係る契約締結に関するお知らせ

株式会社ジーエヌアイグループ（以下「当社」といいます。）は、2024年2月14日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「MBL」といいます。）との間で、自社株価予約取引に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、その背景及び取引概要について下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本契約採用の背景及び目的

当社業績は本日開示いたしました2023年12月期決算短信〔IFRS〕（連結）に記載の通り、本業における売上収益および利益は、今後も順調に推移していくものと考えており、また、現金預金およびGyre社株式やCullgen社株式等の多くの資産を有する中で、当社の株価は、現状の当社の企業価値が正当に評価された水準ではないものと考えております。

そして、今後当社の企業価値が正当に評価されていく過程においては、安定株主としての機関投資家層の拡大が必須であると認識しております。本契約の締結に伴い、MBLは当社普通株式を市場から取得し、本契約終了時において、投資家動向や市場環境等を鑑みた上で可能な限り機関投資家への売却を目指すと考えており、当社はグローバル中堅製薬会社を目指すうえで、機関投資家比率を高める必要性を強く感じており、当社の株主構成の構築に資するものと考え、今回の取引を行うに至りました。また、契約期間中、MBLは当社普通株式を市場から取得いたしますが、つなぎの空売りおよび貸株は一切行わないことを確認しております。

2. 本契約の概要

「自社株価予約取引」とは、当初の契約締結時点の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」（以下に定義します。）と当該先渡価格との差額を現金決済する取引で、以下の効果をもたらす取引です。終了時基準価格とは、本件取引の一部又は全部が解約される場合には、期限前解約時基準価格（下記表中第(13)項にて定義します。）をいい、本件取引が満期清算される場合には満期時基準価格（下記表中第(16)項にて定義します。）をいいます。

- 終了時基準価格 > 先渡価格 --- 当社の差金受取り（株価上昇メリット）
- 終了時基準価格 < 先渡価格 --- 当社の差金支払い（株価下落リスク）

本契約は、下記表中第(4)項に記載される対象取得総額を上限に、その一部又は全部について、

当社とMB Lとの間で締結される自社株価予約取引です。本契約に基づき、本日以降、MB Lは対象取得総額の範囲内で当社普通株式の買付けを行います（以下、かかる買付けによるMB Lによる当社普通株式の取得を「本株式取得」といいます。）。但し、かかる買付けはMB Lの裁量により行われるため、MB Lが必ずしも対象取得総額の上限まで買付けを行うというわけではありません。

なお、本契約の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。

また、本株式取得によりMB Lが取得する当社普通株式の所有権、議決権及び処分権はMB Lに帰属いたします。

本契約の概要は、以下の通りです。

- | | | |
|-----|--------|---------------------|
| (1) | 取引開始日 | 2024年2月15日 |
| (2) | 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済） |
| (3) | 対象株式 | 当社普通株式 |
| (4) | 対象取得総額 | 取得上限 5,500,000,000円 |
- なお、当社が差金決済型自社株価先渡取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。
- | | | |
|------|--------------------|---|
| (5) | MB Lによる対象株式の買付可能期間 | 2024年2月15日から2025年2月27日 |
| (6) | MB Lによる対象株式の取得方法 | 原則として市場より取得する。 |
| (7) | 先渡期間 | 2025年2月27日を満期日とする期間 |
| (8) | 先渡価格 | MB Lにより決定される1株当たりの金額で、MB Lが本株式取得に関して商業上合理的に行動することにより得られた買付価格の加重平均値（費用、報酬、手数料等及び税金を考慮の上調整される。） |
| (9) | 先渡購入者 | 当社 |
| (10) | 先渡売却者 | MB L |
| (11) | 期限前解約条項 | 当社は、清算日より前の日であっても、MB Lに15営業日以上
の事前の通知を行うことにより、対象株式の全部又は一部を対象
として（かかる期限前解約の対象となる対象株式を「期限前解約
対象株式」という。）、本件取引を解約することができる。
MB Lは、以下の事由が生じた場合、当社に通知することにより
即日、対象株式の全部又は一部を対象として、本件取引を解約
することができる。
①対象株式の取引が2取引日にわたり停止された場合
②イン・ルオが当社の社長又はCEOでなくなった場合、又は同
氏の役職が停止し、若しくは退任日が決定した場合
③当社が本件取引その他証拠金の支払い等を履行しなかった場
合
④2取引日以上連続して、対象株式の終値が、当初の先渡価格の
50%以下に低下した場合
⑤当社監査法人が、継続企業の前提について疑義を表明した場合
⑥いずれかの取引日において、MB Lにより取得された対象株式
数の合計が、(a)その直前15取引日の取引所における対象株式
の普通取引の平均売買出来高及び、(b)その直前90取引日の取 |

引所における対象株式の普通取引の平均売買出来高のいずれか低い方の5倍を超えた場合

- ⑦当社が、ある時点において自らその名義で実質的に所有する一又は複数の口座に担保に供されていない現金 30 億円（又は他の通貨による同等額）を維持していることを証する証拠を、MBLの要請があり次第提供しない場合
- ⑧Gyre Therapeutics Inc (U.S.) (GYRE US EQUITY) が当社の連結子会社でなくなった場合
- ⑨当社が 2024 年 9 月 30 日までに取引主体識別子を更新しない場合

当社は、期限前解約を行った場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の定める規則に従って、MBLが合理的に満足する内容で、期限前解約について公表を行う。

なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びMBLが対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。

期限前解約が行われた場合、MBLは、期限前解約対象株式について、売却を行い、当該売却価格を基準として、下記第(12)項に従って清算が行われることとなる。

(12) 期限前解約清算

期限前解約が行われた場合、以下の条件に従って期限前解約清算を行う。

① 清算日

MBLが期限前解約対象株式の売却を完了後、可及的速やかに

② 清算金額

期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合：

下記第(13)項に記載する期限前解約時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、期限前解約対象株式数を乗じた金額に、0.80 を乗じた金額期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合：

下記第(13)項に記載する期限前解約時基準価格から先渡価格を差引いた金額の絶対値に、期限前解約対象株式数を乗じた金額

③ 清算金額の支払い

期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社はMBLから清算金額を受け取る。

期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合：当社がMBLに清算金額を支払う。

④ 支払い方法

清算日に、相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。

(13) 期限前解約時基準価格

MBLにより決定される1株当たりの金額で、MBLが本株式取得に関して商業上合理的に行動することにより得られた、売却期間中の売却価格の加重平均値（費用、報酬、手数料等及び税金を考慮の上調整される。）

(14) 期限前解約条項に基づく期限前解約に伴うペ

なし

	ナルティ・コスト（損害金）	
(15)	満期清算	<p>満期日が到来した場合、MBLは、満期対象株式について、売却を行い、当該売却価格を基準として、以下の条件に従って満期清算を行う。</p> <p>① 清算日 MBLがヘッジ・ポジションの終了又は清算を完了した日の2営業日後の日（但し、当該日が休日の場合にはその翌営業日）</p> <p>② 清算金額 満期時基準価格が先渡価格を上回る場合： 下記第(16)項に記載する満期時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、残存対象株式数（満期日において、満期日までに期限前解約の対象となっていない対象株式をいう。）を乗じた金額に0.80を乗じた金額 満期時基準価格が先渡価格以下の場合： 下記第(16)項に記載する満期時基準価格から先渡価格を差引いた金額の絶対値に、残存対象株式数を乗じた金額</p> <p>③ 清算金額の支払い 満期時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社はMBLから清算金額を受け取る。 満期時基準価格が先渡価格以下の場合：当社がMBLに清算金額を支払う。</p>
(16)	満期時基準価格	MBLにより決定される1株当たりの金額で、MBLが本株式取得に関して商業上合理的に行動することにより得られた、売却期間中の売却価格の加重平均値（費用、報酬、手数料等及び税金を考慮の上調整される。）
(17)	終了時基準価格	期限前解約が行われた場合には、期限前解約時基準価格。満期清算の場合には満期時基準価格。
(18)	当初申込証拠金	本件取引について、当社はMBLに対して、2,000,000,000円（但し、期限前解約の際には按分調整が行われる。）を当初申込証拠金として差し入れる。
(19)	申込証拠金の調整	当社は、いずれかの取引日において、当該取引日の取引所における当社普通株式の終値が、買付価格の総額を当該取引日時点における買付対象株式数の総数で除した価格から17.5%以上下落した場合には、既に差入れている申込証拠金から、当該下落金額に当該買付対象株式数総数を乗じた金額を控除した金額が、買付価格に当該買付対象株式数総数及び0.5を乗じた水準に到達するまで、MBLに対して、2日以内に追加担保を差し入れる。
(20)	先渡価格の調整	対象株式について配当が生じた場合で、MBLが、かかる配当により対象株式の理論上の価値の希薄化が生じると判断した場合には、先渡価格は調整される。
(21)	手数料の支払い	本件取引に係る手数料として、当社からMBLに対して、残存対象株式の終値（当該日の終値が参照できない場合には、過去の終値）に対象株式数を乗じた額の4%を1日当たりの手数料額として計算した額を、四半期ごとに支払う。

会計上の取扱いについては、ヘッジ会計は適用されず、四半期決算ごとに時価評価いたします。差額はその他収益に計上されます。時価が取得価格を上回っていればプラス、下回っていればマイ

ナスが計上され、PLに影響が出ることは留意が必要ですが、グローバル中堅製薬会社を目指すうえで、機関投資家への知名度アップおよび安定株主獲得という観点から、この取引契約を締結いたします。いずれの場合においても、満期終了、又は解約をされない限りは評価損益であり、キャッシュ・フローは発生いたしません。

3. 本件取引の終了

本件取引は、その満了又は期限前解約によって終了となります。かかる終了に際して、MBLが本株式取得によって取得した当社普通株式について、以下のとおり売却が行われます。

- a) 満期終了・・・本契約が終了し、MBLは、本株式取得によって取得した当社普通株式投資家動向や市場環境等を鑑みた上で可能な限り機関投資家への売却を目指すと聞いております。
- b) 期限前解約・・・当社は、満期日前であっても、本契約の全部又は一部を期限前解約することが可能です。その場合、MBLは、本株式取得によって取得した当社普通株式のうち、期限前解約の対象となる株式について、投資家動向や市場環境等を鑑みた上で可能な限り機関投資家への売却を目指すと聞いております。

いずれの場合においても、事業会社への売却ならび市場売却の可能性を完全に排除するものではありません。当社としては、当社のビジネス展開上の必要性の状況により、事業上の提携先等の発掘を行い、MBLの売却に対応することも検討いたします。

4. MBLの概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 G.R. スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
(4) 事業内容	商業銀行
(5) 資本金	10,161 百万豪ドル (911,340 百万円) (2023年3月31日現在)
(6) 設立年月日	1983年4月26日
(7) 発行済株式数	普通株式 696,603,664 株 (2023年3月31日現在)
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	15,990 人 (2023年3月31日現在)
(10) 主要取引先	個人及び法人
(11) 主要取引銀行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しませ

	ん。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態		
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	1,187,283百万円	1,515,780百万円	1,825,371百万円
連結総資産	18,293,297百万円	29,494,618百万円	29,671,515百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,466.28	1,759.74	2,620.39
連結純収益	590,098百万円	805,975百万円	1,147,225百万円
連結営業利益	193,859百万円	309,348百万円	485,313百万円
連結当期利益	141,387百万円	229,206百万円	350,239百万円
1株当たり連結当期利益(円)	222.88	350.15	510.77
1株当たり配当金(円)	66.49	0.00	353.94

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円、2023年3月期は、2023年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=89.69円、に換算して記載しております。

以上